

| | | | |
|-------|--------------|-------|--------|
| 仕 様 書 | | 仕様書番号 | 第 10 号 |
| 品 名 | 酸素充填設備等の定期点検 | 作成年月日 | 6.3.27 |

- 1 この仕様書は陸上総隊付で使用する酸素充填設備等の定期点検について必要な事項を規定する。
- 2 役務場所
陸上自衛隊習志野駐屯地内高圧ガス製造所(別紙参照)
- 3 役務完了期限
契約締結後から令和6年7月5日(金)
- 4 役務可能時間
午前08:30~12:00迄、午後13:00~17:00迄とする。但し、これによりがたい場合は別途官と調整できるものとする。
- 5 役務(点検)内容
 - (1) 契約相手方は以下表に示す設備に対して高圧ガス保安法第35条の2に該当する定期自主検査を行うものとする。
 - (2) 点検内訳

表

| 点 検 名 等 | 数 量 | 単 位 | 役 務 内 容 |
|-----------------------|-----|-----|----------|
| 酸素充填器材定期点検 | 1 | 式 | 定期自主検査のみ |
| 空気製造設備定期点検(VS-85) | 1 | 式 | 定期自主検査のみ |
| 空気圧縮機移動設備定期点検(AVC16C) | 1 | 式 | 定期自主検査のみ |

- (3) 定期自主検査の実施期間は契約締結後から令和6年5月31日(金)までとする。
- (4) 契約相手方は当該施設に対して千葉県が実施する高圧ガス保安法第35条に定める検査を受検する際に立会するものとし、関係諸記録等必要な書類を作成する。
- (5) 上記(4)に記載している検査受験日は5月上旬から7月上旬予定である。
- 6 提出書類
契約相手方は、役務完了時に作業実施状況を収録した写真及び点検及び検査状況が判明できる写真を掲載した作業報告書を官に提出するものとし、その様式は随意による。
- 7 検査
 - (1) 作業報告書及び官の指名する検査官の立会いにより、千葉県が実施する高圧ガス保安法第35条に定める検査の受検に併せて役務完了検査を実施する。
 - (2) 検査が不合格の場合は、契約相手方は直ちに補修を実施の上、再検査にかかわる諸費用は契約相手方が負担するものとする。
- 8 その他
 - (1) 本役務の実施において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。
なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。
 - (2) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。
 - (3) 本役務において使用する交換部品及び消耗品等は契約相手方が準備するものとし発生材等は、契約相手方の責任において処分するものとする。

(4) 本役務で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。

(5) 契約相手方は、事前に官の指名する担当者へ作業者名簿を提出し、立ち入り許可を得るものとする。

作業者名簿の提出期限については、契約締結後、官より通知する。

(6) 上記3品目を点検・整備できる業者を指定する。

(7) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

酸素充填設備等点検場所

